

# 兵庫県公報

平成19年1月19日 金曜日 第1842号

発行人

兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○神戸市の区域内における町の設定並びに町及び字の区域変更（市町振興課）	ページ 1
○神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	2
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	3
○道路の区域の決定及び供用開始（道路保全課）	3
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	3

### 公 告

○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（中播磨県民局）	4
------------------------------	---

### 公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施	4
------------------	---

### 労働委員会公告

○審査の期間の目標及び審査の実施状況	5
--------------------	---

### 警察本部公告

○入札公告	7
○同 上	9
○落札者等の公示	12

### 道路公社公告

○兵庫県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法に関する公告	12
---	----

## 告 示

### 兵庫県告示第56号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定並びに町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年2月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

変		更							前	変	更	後
町	字	地							番	町		
押部谷町 木見	東 山	854の10	856の1	856の3	856の4	856の7	856の18	857の1	見津が丘5 丁目			
		858から864まで		865の5	865の9	865の19						
押部谷町 木津	南向井	1286の15	1286の36	1286の37	1287の2	1289の2	1290					

笹ノ尾	1291 1292の2 乙1292 1293から1298まで 1299の1 1299の2 1300から1313まで 1314の2
南山	1315 1315の12 1315の35 1315の36 1316の1 1316の2 1317 乙 1317 1318から1320まで
南笹ノ尾	1321の12 1321の15から1321の20まで 1321の23 1321の28から1321の 31まで 1325の1 1325の2 乙1326 1326の1 1326の2 1327から 1332まで 乙1332 丙1332 1333の1 1333の2 1334の2 1335 乙 1335 1336 1339の2 1340の2
東笹山	1364の51から1364の53まで

上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成18年10月13日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第57号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年2月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
榎谷町菅野	西山	782の52	榎野台2丁目	
榎野台2丁目		782の51	榎谷町菅野	西山

備考 地番は、平成18年9月1日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
南あわじ市	生子上地区	平成19年1月19日から 同年2月8日まで	南あわじ市役所 三原庁舎

兵庫県告示第59号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成19年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養 成	幼苗以 外の苗 木養成	
社11	足立 誠 治 多可郡多可町加美区市原249				○	生産事業者 の氏名又は 名称及び住 所に同じ
社22	八千代町森林組合 多可郡多可町八千代区中野間309-1			○	○	生産事業者 の氏名又は 名称及び住 所に同じ
社29	橋 尾 のぶえ 多可郡多可町八千代区大和1153				○	生産事業者 の氏名又は 名称及び住 所に同じ
社34	中町森林組合 多可郡多可町中区中村町123			○	○	生産事業者 の氏名又は 名称及び住 所に同じ

兵庫県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、平成19年1月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年1月19日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域			
	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 436号	姫路市飾磨区細江字東宮前963番1から 同 市飾磨区細江字東宮前979番4まで	12.0から 13.0まで	63.0	

兵庫県告示第61号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成19年1月22日から適用する。

平成19年1月19日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「	同 津 名 支 部	淡路市志筑	」
を	同 津 名 支 部 同 神戸優良・高齢運転者運 転免許更新センター支部	淡路市志筑 神戸市中央区下山手通	」

に改める。

## 公 告

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月19日

中播磨県民局長 原 田 彰

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）飾磨ショッピングセンター

所在地 姫路市飾磨区恵美酒236番地他

## 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要

## (1) 駐車場、交通に係わる事項

交通対策は届出書のとおりとし、公道の一般交通の流れに支障のないように努めること。

敷地への出入り方法が制限された計画となっているので、休祭日等の繁忙期には円滑な入退店等が図れるよう配慮すること。

## (2) 騒音発生に係わる事項

予測地点A' B'において、夜間において発生する騒音の最大値が指針値を超過しているため、苦情発生の対応・対策について検討しておくこと。

朝（6～8時）及び夕（18～22時）において、環境の保全と創造に関する条例の規制基準値を超過するおそれがあるため、必要に応じて騒音予測・対策を検討すること。

## 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年1月19日から1月間

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年1月19日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

## 1 講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 実施日

平成19年2月21日（水）から同月23日（金）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

(4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。

2 受講定員

60人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、2号業務以外の指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

4 受付期間等

(1) 受付は、平成19年1月26日（金）から平成19年2月9日（金）までとする。

(2) 受講申込みの受付は、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

(2) 旧資格者証の写し

7 受講手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（078）341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話（078）252-0166

## 労働委員会公告

### 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する

る規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成19年における審査の期間の目標及び平成18年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成19年1月19日

兵庫県労働委員会

会長 滝澤 功治

1 平成19年における審査の期間の目標

当委員会は、平成19年における不当労働行為の審査の期間の目標を次のとおり定める。ただし、特に複雑な事件については事件ごとに作成する審査計画に定める期間をもって目標とする。

(1) 単純な団体交渉拒否事件 6月

(2) その他の標準的な事件 1年3月

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっている事件をいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている事件等で、主張の内容が複雑で立証に特に多くの労力を要する事件をいう。

2 平成18年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	4件	3件	1件
その他の標準的な事件	4件	2件	2件
特に複雑な事件	0件	0件	0件
計	8件	5件	3件

(2) 審査期間の目標の達成状況（平成18年中に終結した事件）

ア 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	審 査 の 結 果			目 標 期 間
	最 長	最 短	平 均	
命令・決定	199日	199日	199日	—
和解・取下げ	142日	49日	96日	—
総 平 均	—	—	130日 (約4月)	6月

イ その他の標準的な事件

終結区分	審 査 の 結 果			目 標 期 間
	最 長	最 短	平 均	
命令・決定	457日	444日	451日	—
和解・取下げ	—	—	—	—
総 平 均	—	—	451日 (約1年3月)	1年3月

## (3) 個別事件の審査の実施状況（平成18年中に終了した事件）

事件番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	備考
平成16年 (不) 第4号事件	命令（一部救済）	457日	9回	3回	4人 (8人)	標準
平成17年 (不) 第1号事件	命令（棄却）	444日	4回	5回	3人 (6人)	標準
平成17年 (不) 第7号事件	取下げ（関与和解）	49日	3回	0回	0人 (0人)	団交拒否
平成18年 (不) 第1号事件	取下げ（関与和解）	142日	5回	0回	0人 (0人)	団交拒否
平成18年 (不) 第2号事件	命令（一部救済）	199日	4回	2回	3人 (3人)	団交拒否

(注1) 「尋問証人数」欄の（ ）内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とはその他の標準的な事件を意味する。

## 警察本部公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年1月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠 史

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

平成19年度兵庫県警察車両用タイヤ・チューブの単価契約

ア タイヤ 予定数量 約4,700本

イ チューブ 予定数量 約530枚

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入場所

兵庫県内全域

## (4) 納入期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）まで

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部総務部装備課 担当 有馬  
電話 (078) 341-7441 内線 2343
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年1月19日（金）から同年2月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年3月5日（月）午前10時30分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部5階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の開札日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年3月2日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年3月1日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に要求される義務
  - ア この一般競争に参加を希望する者は、県内の各地区ごとに最低必要数の営業所等を確保できることを確認するために「営業所及びメンテナンス業者（設置）証明書」を提出すること。
  - イ タイヤ・チューブの供給能力の確保のために元請け会社の「代理店証明書」等を提出すること。
  - ウ 納入しようとするタイヤ・チューブの品質を証するために「品質証明書」等を提出すること。
  - エ 上記アからウまでの証明書は平成19年2月2日（金）までに提出すること。
  - オ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
  - ア 入札書は、上記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成19年3月2日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に必着のこと。
  - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年4月2日）までであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。



- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。  
    (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者  
    (イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者  
サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されたその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入できると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and Title of head of the procuring entity :

Suei Seishi, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased :

a. Tires for vehicles : Approx. 4,700

b. Inner tubes : Approx. 530

(3) Delivery period :

From April 2, 2007 to March 31, 2008

(4) Delivery place :

Designated places (annex)

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00, February, 2, 2007

(6) Deadline for tender :

17:00, March 2, 2007 by mail

10:30, March 5, 2007 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice :

Miss Arima, Manager in charge of section, Equipment division,

Hyogo Prefectural Police H. Q. 4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510

Tel:(078) 341-7441 Ext. 2343

~~~~~  
入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年1月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

## 平成19年度警察本部車両用燃料の単価契約

|             |      |           |
|-------------|------|-----------|
| ア レギュラーガソリン | 予定数量 | 約115万リットル |
| イ ハイオクガソリン  | 予定数量 | 約66万リットル  |
| ウ 軽油        | 予定数量 | 約7万リットル   |

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入場所

落札者が提供できる兵庫県内及び兵庫県外に存する指定給油所のうち契約担当者が指定する給油所

## (4) 納入期間

平成19年4月1日(日)から平成20年3月31日(月)まで

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、上記(1)ウの物品の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税を減じた残額に予定数量を乗じて得た金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税を減じた額の105分の100に相当する価格に軽油引取税を加算した価格を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部総務部装備課 担当 有馬  
電話(078)341-7441 内線2343
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年1月19日(金)から同年2月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年3月5日(月)午後3時00分  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部5階入札室
- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年3月2日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年3月1日（木）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、県内の各地区ごとに最低必要数の給油所を確保でき、かつ神戸、阪神、東播及び西播の各地区ごとに最低1箇所の休日営業が確保できることを確認するために「給油所保有（設置）証明書」を提出すること。

イ 県外各地に臨時給油所の設定が可能であることが確認できる書類を提出すること。

ウ ガソリン供給能力の確保のために石油元請け会社の「特約店証明書」等を提出すること。

エ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

オ 上記アからエまでの証明書等は平成19年2月2日（金）までに提出すること。

カ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからエまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、上記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成19年3月2日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年4月1日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and Title of head of the procuring entity :  
Suei Seishi, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased :
  - a. Regular gasoline Approx. 1,150,000 liters
  - b. High-octane gasoline Approx. 660,000 liters
  - c. Light oil Approx. 70,000 liters
- (3) Delivery period :  
From April 1, 2007 to March 31, 2008
- (4) Delivery place :  
Designated places (annex)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :  
17:00, February, 2, 2007
- (6) Deadline for tender :  
17:00, March 2, 2007 by Mail ;  
15:00, March 5, 2007 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice :  
Miss Arima, Manager in charge of section, Equipment division,  
Hyogo Prefectural Police H. Q. 4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510  
Tel:(078) 341-7441 Ext. 2343

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成19年1月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
警棒 2,100本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成18年12月22日
- 4 落札者の名称及び所在地  
尾崎株式会社神戸支店 神戸市垂水区狩口台7丁目1番23号
- 5 落札金額  
30,429,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成18年11月10日

## 道路公社公告

兵庫県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の  
車両の通行方法に関する公告

兵庫県道路公社（以下「公社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき、公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定め、公告をした日から適用するので、同条第4項の規定に基づき公告する。

平成19年1月19日

兵庫県道路公社

理事長 陰 山 凌

(適用)

**第1条** 公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

(定義)

**第2条** この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条に定めるところによる。

(料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法)

**第3条** 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法)

**第4条** 通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が通行券の交付を行うことができる程度に当該係員が当該交付を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、通行券の交付後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法)

**第5条** 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

(ETC専用施設における通行方法)

**第6条** ETC専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。
- 二 ETC通行車以外の通行車両は、ETC専用施設を通過してはならない。

(ETC・一般共通有人施設における通行方法)

**第7条** ETC・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 ETC通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。
- 二 ETC通行車以外の通行車両は、第3条から第4条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(ETC・一般共通機械式施設における通行方法)

**第8条** ETC・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 ETC通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。
- 二 ETC通行車以外の通行車両は、第5条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

**第9条** 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。